

港区立高輪子ども中高生プラザの管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と一般財団法人本所賀川記念館（以下「乙」という。）は、令和4年4月1日付けで締結した「港区立高輪子ども中高生プラザの管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第50条の規定に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和5年4月1日から適用する。

1 原協定第20条について、次のように改める。

第20条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関連法令及び別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

2 原協定別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を別紙のように改める。

3 原協定別紙2「管理備品等一覧」を別紙のように改める。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 5年 2月 13日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港 区
港区長 武 井 雅 昭

乙 墨田区東駒形四丁目6番2号
一般財団法人 本所賀川記念館
理事長 服 部 榮